

# 特定非営利活動法人肝臓内視鏡外科研究会

## 世話人選任規定

### 第1条（目的）

この規定は、特定非営利活動法人肝臓内視鏡外科研究会（以下「この法人」という。）の世話人の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条（世話人となるものの資格）

世話人となるものは以下の各号に定める要件のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 満65未満の会員であること
- (2) 世話人となることを申請する時点で、この法人に連続3年以上会員として所属していること。但し、この法人が成立する以前に任意団体肝臓内視鏡外科研究会に所属していたものについては上記所属年数の計算にあたってその期間を通算することができる。
- (3) 会費に未納がないこと
- (4) この法人の目的に沿った研究業績が備わっていること。
- (5) 肝臓内視鏡外科研究会において、2回以上の参加実績を有すること（総会参加を証明する参加証明書を提出すること。）
- (6) 施設会員として登録・参加している施設より選出されること

### 第3条（応募）

- 1 世話人となることを申請する者は、この法人が定める申請書および業績目録に所定の事項を記入し、理事長、理事、世話人および監事のうち2名の推薦書面を得て、事務局に提出する。
- 2 前項の業績目録にて記入対象とすべき論文については、細則にて別に定める。

### 第4条（選考）

- 1 前条の応募に基づき第2条に定める要件を審査し、その結果および世話人としての適格性に関する意見（以下答申という）を、書面を持って理事長に報告するものとする。
- 2 理事長は前項の答申の結果を理事会に議案として府議しなければならない。
- 3 前項による理事会の審議および世話人会において承諾を得た者はその日の属する事業年度のよく事業年度から世話人に就任する。但し、この法人設立初年度の世話人については前項による理事会の審議において承認を得た日から就任する。

### 第5条（会費）

世話人としての別途の会費は、規定しない

### 第6条（補足）

この規則の変更は理事会の決議を経て社員総会の決議をもってする。

附則

この規定は、令和3年7月1日から施行する。

改正履歴